2025年度第２回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時　2026年1月30日（金）
　　午後1時30分から午後２時30分
場所　役場３階合同委員会室

出席者
運営協議会委員
　久米賢治、山﨑正夫、安藤嘉教、小林久枝、小林峰生、石川求、酒井啓、植田和幸、二宮邦子、三瓶源太、水野郁代

事務局
　ふくし文化部長、保険医療課長、保険医療課保険年金係長、保険医療課保険年金係主査、保険医療課保険年金係主事、健康課長、健康課成人保健係長、総務部長、税務課長、税務課住民税係長

欠席者
　前田吉昭

保険医療課長
　皆さんこんにちは。
　定刻となりましたので、ただ今から「2025 年度第２回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会」を始めさせていただきます。
　本日は、大変お忙しい中、また大変寒いなか、ご出席いただき誠にありがとうございます。
　会議の前に、２点ほどご了承をお願いします。
　１点目ですが、本協議会は、「東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして公開とさせていただきます。本日の傍聴者はいませんので、傍聴者なしで進めさせていただきます。
　２点目は、本日の協議会は、会議録を作成し、町ホームページで公開いたします。そのため、録音を行いますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。また、AI により議事録を作成させていただきますので、発言や質問をされる際には、マイクを使用していただき、お名前を言っていただいてから発言をしていただくようよろしくお願いいたします。
　なお、公開に当たりましては、個人情報にかかる発言者名等は非公開とさせていただきます。
　続いて、配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料は、次第、東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について（諮問）の写し、東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について（諮問）の写し、東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について（説明資料）、資料１－１　国民健康保険特別会計歳入の考え方（イメージ）、資料１－２　2026年度税率改正、東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について（説明資料）、資料２　国民健康保険税の「賦課限度額」の改正について、資料３　2026年度国民健康保険事業特別会計予算（案）、机上に配布をさせていただいております資料１（別紙）子ども・子育て支援金制度、名簿、配

席図です。
　資料の不足等はございませんでしょうか。
　本日は、前田吉昭委員の１名が欠席で、本日の出席委員数は11名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第６条の規定のとおり定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。
　それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。
　はじめに、日髙町長から、ご挨拶を申し上げます。

町長
～（あいさつ）～
～（町長退席）～

保険医療課長
　では、議事の取り回しを、会長にお願いいたします。

会長
～（あいさつ）～

　続きまして、次第２の議事録署名委員の指名を行います。
　議事録署名委員の指名は、協議会規則第９条により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。酒井啓委員、二宮邦子委員にお願いします。
　それでは、次第３の議題にはいります。
　「（１）東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正」について、事前に諮問と説明書が送付されていますので、協議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

保険医療課長
　賦課税率改正の説明の前に保険医療課より、資料１（別紙）に基づき、子ども・子育て支援金について説明いたします。資料１（別紙）をご覧ください。
　皆様ご承知のこととは存じますが、令和８年度より、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険税とあわせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。
　子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和８年度から毎年度、保険者が被保険者から徴収する保険税に加え、納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を徴収し、保険者は国に子ども・子育て支援金を納付することとなっています。
　子ども・子育て支援金は、資料に記載のとおり子育て支援の拡充に充てられ、「児童手当の拡充」、「妊娠・出産時に妊婦へ10万円給付する制度」等に充てられることとなります。
　以上で説明を終わります。
　続きまして、賦課税率の改正について税務課より説明をさせていただきます。

税務課長
　資料１－１をお願いいたします。
　2018年度（H30）から施行された改正後の国民健康保険法により、これまで市町村

が支払っていた医療費は愛知県から全額補填され、その代わりに市町村は愛知県に対し、市町村ごとに県から示された国民健康保険事業費納付金を納付することとなりました。この納付金の財源は、保険税で賄うことが原則で、一般会計からの法定外繰入金は段階的になくすという方針が国及び愛知県から示されました。

本町においても、この方針に従い、2026 年度に必要額を保険税で賄えるよう、2018・2020・2022・2024・2025 年度の各年度に税率改正を行ってきました。2026 年度は、計画通り、愛知県の示す標準保険料率を適用した賦課税率に改正するものです。

グラフは必要額と財源の見込み等の関係を表したもので、この必要額をすべて赤色の税収で賄うことが望ましいとされたものです。

税収の状況等により生じた財源不足等を補填するための繰入金が法定外繰入金で、緑色で示したものです。法定外繰入金は、国民健康保険税以外の税金が財源となっていることから、国民健康保険加入者以外の方にも負担をお願いしていることになります。

本町が愛知県に対し納付する 2026 年度国民健康保険事業費納付金は「国民健康保険特別会計歳入の考え方（イメージ)」のグラフタイトルの下にある 12 億 3,083 万 6,000 円です。この金額の算定方法は、愛知県全体で医療機関に支払う保険給付費を、過去の実績及び伸び率から予測し、市町村ごとの所得水準・被保険者数を基に割り振ったものです。この納付金から国保財政の安定化を図るために法律等で定められた繰入金である、法定内繰入金等を除いた金額が、保険税で徴収すべき必要額で、９億 3,999 万７千円です。

税率設定の考え方は、愛知県が算定した 2026 年度における市町村標準保険料率を税率とするものです。愛知県が算定する標準保険料率は、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の算定基準に基づいて算定するものです。税収以外の財源については、法定内繰入金等で賄うことになります。

資料１－２をお願いします。この資料は、税率の改正案や税率改正前後の差額を試算したものです。

上部の左側には現行の医療分、後期分、介護分の税率、右側には愛知県から示された 2026 年度標準保険料率を記載しています。下の表は、各年度の改正時の税率を示したもので、2026 年度からは、子ども・子育て分の税率等が加わります。

子ども・子育て分は、先ほど説明がありましたとおり、保険税に合わせて徴収される、子ども及び子育て世帯を支えるための支援金です。医療分、後期分、介護分と同様に所得割、均等割、平等割がかかります。なお、子どもに対する支援金であるため、18 歳未満の被保険者には均等割はかかりません。その分を、18 歳以上の被保険者の保険税で賄うため、18 歳以上均等割という区分が追加されています。

また、医療分は医療機関にかかる際の医療費の財源となるもので、国民健康保険に加入している全ての方に賦課されます。後期分は後期高齢者医療制度への支援金として負担するもので、医療分と同様に国民健康保険に加入している全ての方に賦課されます。介護分は介護保険第２号被保険者とされる、40 歳から 64 歳までの方に課される介護保険料です。

税率の改正案は、2026 年度の欄にあります、医療分の所得割が 8.29%、均等割が 35,500 円、平等割が 22,800 円です。後期分の所得割が 2.80%、均等割が 11,900 円、平等割が 7,700 円です。介護分の所得割が 2.41%、均等割が 12,200 円、平等割が 6,000 円です。子ども・子育て分の所得割が 0.29%、均等割が 1,300 円、平等割が 800 円、18 歳以上均等割が 100 円です。

税率の下の表は、新しい税率を適用した場合、1年間でどれくらいの影響があるかを想定したものです。例えば、一番上の課税所得200万円の1人世帯の場合の税率改正前と改正後の差額の部分を確認していただくと、年額で25,300円の増額で、そこに子ども子育て分8,000円が加算されます。
なお、先ほどご説明しましたとおり、2026 年度より県が定めた標準保険料率を適用します。お手元の諮問書写しの「３．その他」にありますとおり、2026年度以降の税率についても県が定めた標準保険料率に合わせることを予定しています。
それに伴って、基本的には町が独自に保険料率を定めることはなくなると見込まれるため、来年度以降は諮問という形ではなく、県の標準保険料率を皆さまにお知らせする形となることについてもご了承いただければと思っております。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員
子ども子育て支援金が創設されたことに伴い、影響はどれほどありますか。

税務課長
2025 年度当初賦課時の被保険者数は7,055 人、18 歳以上被保険者数は6,507 人、世帯総数は4,409 世帯となっておりまして、この人数に2026年度から創設される子ども子育て支援分の税率を掛けたものが影響額となります。

委員
徴収率は100％ではないですね。

税務課長
2026年度予算において、徴収率95％から96％で見込んでおります。

会長
ありがとうございます。他に発言はありませんか。

（委員より意見なし）

ご意見が無いようでしたら、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。満場一致でご賛同いただきましたので、原案どおり答申いたします。

会長
続きまして、「（２）東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」事前に諮問と説明書が送付されていますので、協議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

税務課長
（２）東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正についてご説明させていただきます。
資料２をお願いします。
１（１）賦課限度額とは
国民健康保険税は、【2025 年度賦課限度額】の表のとおり３つの区分、医療分と言われる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額をそれぞれ算定して合算しています。
2025 年度における本町の賦課限度額は、医療分が 65 万円、後期高齢者支援金等課税額が 24 万円、介護納付金課税額が 17 万円の合計 106 万円で、国の定める法定限度額より３万円低い額となっています。
賦課限度額の改正は、税収を確保するとともに、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため実施するもので、これまで本町では、法定限度額が改正された翌年度に賦課限度額を改正していました。
次に（２）の根拠法令ですが、地方税法施行令において、国の法定限度額が定められており、これに基づいて各市町村は条例で賦課限度額を定めています。
次に（３）の賦課限度額改定の推移です
直近５年間の国の法定限度額と本町の賦課限度額改正の推移ですが、本町では法定限度額が改正された翌年度に改正しています。
資料２ページをお願いします。
２．賦課限度額の改正案等について
ここでは、賦課限度額の改正案について記載しています。愛知県で「保険料（税）水準の統一」を目指していく中、本町としても、2026 年度以降は、現年度の法定限度額を賦課限度額とすることを考えています。現年度の法定限度額とは、例年４月１日に地方税法施行令の改正により施行される額を指します。2026 年度の法定限度額は、医療分が 67 万円、後期分が 26 万円、介護分が 17 万円、新設される子ども子育て分が３万円の、合計 113 万円となる予定で、現行の本町の限度額と比較すると、医療分、後期分でいずれも２万円の増額となります。
次に、「３．改正による影響」について
（１）国保税全体での増加見込額は医療分、後期分ともに 0.9%の増加で、（２）該当する世帯数は医療分、後期分いずれも減少します。（３）該当世帯の例ですが、４人世帯を例に、限度額に達する所得を試算したもので、医療分は所得約 775 万円、後期分は所得約 653 万円以上の世帯が対象となります。
資料３ページをお願いします。
知多地区５市５町の改正予定の状況です。法定限度額と同額とする自治体は本町を含めて５市３町の予定です。
最後になりますが、2026 年度以降は法定限度額を適用していく考えです。賦課限度額の諮問についても、賦課税率と同様、来年度以降は法定限度額を皆さまにお知らせする形を考えておりますのでご了承ください。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長
ありがとうございます。本件についてご意見等がありましたら、ご発言をお願いい

たします。

（委員より意見なし）

ご意見が無いようでしたら、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。満場一致でご賛同いただきましたので、原案どおり答申いたします。
それでは、私から町長に２つの諮問事項の答申を行いたいと思います。ここで、町長に対して答申を行うための、書類等の準備がございますので、しばらく休憩といたします。

～答申書（案）を作成、事務局が（案）の内容を委員に確認し、了解をもらう～
～町長着席～

会長
それでは、会議を再開いたします。

～答申書の読み上げ～
それでは答申します。諮問事項 2026 年 1 月 15 日付け７東保第 6407 号「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」及び同日付け７東保第 6450 号「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」協議した結果、原案のとおり承認します。

～答申書を町長へ手渡し～

会長
無事に答申することができました。皆様ご協力ありがとうございました。続きまして、町長より挨拶をお願いします。

町長
～あいさつ～
～町長退席～

会長
続きまして、「（３）2026 年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算（案）」について事務局から説明をお願いします。

保険医療課保険年金係長
議題「（３）2026 年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を説明します。
資料３の１ページ、国民健康保険の概要をご覧ください。
１　国民健康保険の加入状況についてです。

2026 年１月１日現在、国民健康保険被保険者数は、7,349 人、加入率 14.8％と、昨年度より 0.6％減となりました。世帯数は 4,983 世帯、世帯加入率 22.8％と、昨年度より 0.7％の減となりました。

次に

２　2026 年度国民健康保険の被保険者数及び世帯数の見込みです。各年度４月１日現在の比較表となっています。表の中央、太枠内をご覧ください。

被保険者総数 7,247 人、国保世帯数 4,938 世帯は昨年と比べ、総数は 408 人の減、世帯数は 180 世帯の減の見込みです。

次に

３　2026 年度国民健康保険税の見込みをご覧ください。ここで資料の訂正を１か所お願いします。申し訳ございません。

表の中央、太枠内「2026 年度（見込）②」の上から５段目「現年分の子ども・子育て分」の区分の金額です。資料には 3,119 万５千円とありますが、2,573 万８千円に訂正をお願いします。

算出方法についてです。「医療分、後期支援分、介護分」は、2026 年１月時点の被保険者数及び世帯数から令和８年度の調定額の見込値を算出しました。新規に創設される「子ども・子育て分」は愛知県が算定した見込値となっています。

２ページをお願いいたします。

４　2025 年度国民健康保険税収納状況です。

①は、各年度１月１日現在で集計したものです。上から、ア現年課税分、イ滞納繰越分、ウ保険税全体となっています。

ウの保険税全体の収納率の合計欄をご覧ください。

各年度１月１日時点の収納率は、2025 年度が 66.34％、2024 年度が 67.12％、昨年度より 0.78％減少しています。収納率が下がっている理由の１つとして、共通納税の eLQR(ｴﾙｷｭｰｱｰﾙ)コードにより納付されたことがあげられます。12 月以前に共通納税により納付された保険税が年をまたいだ１月に東浦町に入金されることで、今回の資料に計上できなかったためです。

なお、共通納税による納付方法は今年度から導入しており、昨年度までは金融機関等での納付から概ね数日で町へ入金されていました。

下段の②決算見込（現年課税分）の合計の欄をご覧ください。

収納率は、2025 年度は 93.61％、2024 年度 94.73％です。

３ページをお願いします。

５　2026 年度国民健康保険事業特別会計予算(案)をご覧ください。主なものを歳入から説明いたします。

まず、１の国民健康保険税は、９億 7,382 万１千円で、構成比 22.7％、次に、２の県支出金は、30 億 2,897 万、構成比 70.5％です。県支出金の主なものは普通交付金で、療養給付費や高額療養費などの給付費と審査支払手数料に伴う交付金で、全額が交付されます。

次に、３の繰入金は、２臆 6,468 万４千円、構成比 6.1％です。

続きまして、歳出をお願いします。

２の保険給付費、29 億 7,574 万８千円、構成比 69.2％です。

保険給付費のうち、療養給付費、高額療養費は直近の医療費である令和５年度決算額、令和６年度決算額、令和７年度見込みの３年平均に診療報酬改定分 2.22％を乗じて算出しました。

次に、３の国民健康保険事業納付金は、2026 年度に創設される子ども・子育て支援金分納付金 2,656 万５千円を加えて、合計 12 億 3,086 万６千円、構成比 28.6%です。こちらは、愛知県より示された額になります。昨年度と比較し、3,084 万円の減額となっています。医療の高度化により診療や調剤費用の増加により 1 人あたりの医療費は増加傾向でありますが、それ以上に被保険者が減少していることが影響していると認識しています。

４ページをご覧ください。

「６医療費（保険者負担分）経過表」です。

2023 年度から 2025 年度までの医療費の推移を表にまとめたものになります。

2025 年度の決算見込額は、医療費及び高額療養費ともに、事業途中のため、今年度の医療給付費等の予算が全て保険者負担となった場合を想定した金額となっています。

被用者保険の適用拡大により被保険者数は減少していますが、医療の高度化及び高額薬剤の使用に伴い１人あたりの医療費が増加しています。

2025 年度の出産育児一時金は、昨年度より８件増加の年間 30 件を見込んでいます。

葬祭費は例年並みを見込んでいます。

以上で、説明を終わります。

委員

2026 年度の国保加入者数を減少と見込んでいますが、その根拠を教えてください。

保険医療課保険年金係長

70 歳以上の被保険者の人数が減ると考えられること、また、中間年齢層の方は被用者保険に移行する方が多いと見込んだことから、国保加入者数は減少すると考えております。

会長

その他何かございませんか。事務局から何か報告がありましたらよろしくお願いします。

保険医療課長

事務局から 2026 年度の運営協議会の開催時期についてご連絡させていただきます。

2026 年度はデータヘルス計画の中間見直しを実施する年度でございます。そのため、年３回、８月、10 月、翌年の２月の開催を予定しております。なお８月は８月４日火曜日、本会場で開催を予定しております。10 月以降の具体的な日程につきましては、決まり次第、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上となります。

会長

以上をもちまして本日の運営協議会を終了させていただきます。

長い間本当にありがとうございました。

午後２時 30 分閉会